

回 答 書

1 / 1 ページ

質問内容	最低制限価格の算出について 設計書は「地質・土質調査費」と「地質・土質調査費（解析）」の2冊に分かれておりますが、最低制限価格の算出は、「地質・土質調査費」については地質調査業務の算出方法で算出し、「地質・土質調査費（解析）」については土木関係の建設コンサルタント業務の算出方法で算出し、それぞれを合算するという考え方でしょうか？ それとも、「地質・土質調査費（解析）」については地質調査業務の算出方法に含めるという考え方でしょうか？ （質問受付：令和7年9月10日）
回答内容	最低制限価格の算出方法は、 「地質・土質調査費」は地質調査業務、「地質・土質調査費（技術解析）」は土木関係の建設コンサルタント業務により最低制限価格を算出し、それぞれの最低制限価格を合算したものが当業務の最低制限価格となります。 入札公告の関連ファイルダウンロードにある「最低制限価格の算出方法」のとおりです。 （質問回答：令和7年9月11日）